

龍谷大学付属平安高等学校・中学校 公益通報窓口について

龍谷大学付属平安高等学校・中学校は、本校または教職員等による法令違反行為（公益通報者保護法が定める国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護に関わる法令に違反する行為）の早期発見と是正を目的に、「公益通報に関する規程」に基づいて、通報窓口を設置しています。

本校では、通報窓口を事務部庶務係に設置するとともに、通報しやすい環境を整えるため、外部の弁護士に外部窓口を委託しています。

通報窓口、通報の方法等の詳細については、以下を参照ください。

1 公益通報窓口に通報することができる人

- ① 本法人と雇用関係にある人
- ② 本校において業務に従事する派遣労働者、業務委託先の労働者
- ③ 上記①②の退職後、1年以内の人
- ④ 本法人の役員

2 公益通報の対象となる行為

本校または教職員等による、法令違反行為（公益通報者保護法が定める国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に違反する行為）またはそのおそれのある行為

※懲戒事由に該当する行為については、それぞれ別窓口がありますのでそちらをご利用ください。

※虚偽の通報、他人を誹謗中傷する目的の通報、その他不正目的の通報は禁止されています。

3 公益通報の方法

○電子メール、FAX、郵送、電話または面談により受け付けています。

※匿名での通報も可能です（ただし、事実関係の調査が十分に行えない可能性があります）

○通報時は、原則として、以下の「龍谷大学付属平安高等学校・中学校公益通報受付シート」を窓口にご提出ください。（別添資料）

4 公益通報の窓口

<内部窓口：龍谷大学付属平安高等学校・中学校事務部庶務係>

メール	koeki_tsuho@heian.ed.jp
電話	075-361-4231
FAX	075-371-1793
郵送	〒600-8267 京都府京都市下京区大宮通七条上ル御器町 30 龍谷大学付属平安高等学校・中学校 事務部庶務係 公益通報窓口 宛
面談	メール等により事前に日時の調整をお願いします。

<外部窓口：京都成蹊法律事務所 坂本 正壽 弁護士>

メール	msaka@mbox.kyoto-inet.or.jp
電話	075-211-4406
FAX	075-211-4408
郵送	〒604-8101 京都市中京区御池通柳馬場角京都朝日ビル 9階 京都成蹊法律事務所 坂本正壽宛
面談	メール等により事前に日時の調整をお願いします。

5 公益通報に関するご相談

公益通報制度の仕組みや手続きなど、制度全般に関するお問い合わせや相談は、内部窓口（事務部庶務係）で受け付けます。

6 公益通報者の保護

- 通報者は、公益通報は受付窓口に通報したことを理由として、不利益な扱いを受けることがないように保護されます。
- 本校および教職員が、通報者を探索することは禁止されています。
- 公益通報対応業務に関与した者には、守秘義務が課されます。

7 根拠規則

平安高等学校・中学校公益通報に関する規程（別添資料）